



平成 18 年 7 月 7 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 壺 番 屋
代表者の役職名 代表取締役社長 浜 島 俊 哉
(コード番号 7630 東証第 1 部・名証第 1 部)
(問い合わせ先) 常務取締役経営企画室長 阪口裕司
T E L 0586-81-0792

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 7 月 7 日開催の取締役会において、平成 18 年 8 月 24 日開催予定の第 24 期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 変更案第 2 条(目的): 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 変更案第 5 条(公告方法): 公告閲覧の利便性の向上及び公告掲載費用の削減を図るため、電子公告制度を採用することとし、所要の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

変更案第 4 条(機関)及び変更案第 7 条(株券の発行): 新たに定款に定めがあるものとみなされる事項として新設するものであります。

変更案第 10 条(单元未満株式についての権利): 单元未満株式を有する株主が行使できる権利を明確にするため新設するものであります。

現行定款第 12 条 2 項(招集): 株主総会開催の機動性を考慮し、削除するものであります。

変更案第 18 条 1 項(議決権の代理行使): 議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするため、所要の変更を行うものであります。

変更案第 20 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供): 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう新設するものであります。

変更案第 26 条 2 項(取締役会の決議方法): 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう新設するものであります。

変更案第 33 条 (社外取締役の責任限定契約) : 社外取締役との間で、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件として、責任限定契約を締結することを可能とし、独立性の高い優秀な人材を迎えられるよう新設するものであります。なお、変更案第 33 条の新設については、監査役全員一致による同意を得ております。

変更案第 43 条 (社外監査役の責任限定契約) : 社外監査役との間で、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件として、責任限定契約を締結することを可能とし、独立性の高い優秀な人材を迎えられるよう新設するものであります。

(4) 上記のほか、必要な規定の加除、表現の変更、条数の整備等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 8 月 24 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 8 月 24 日 (木曜日)

以上

別紙

「定款変更の内容」

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 章総則	第 1 章総則
(目的)	(目的)
第 2 条	第 2 条
(新設)	<u>9.コンピューター及び周辺機器並びにソフトウェアの販売</u>
9.広告・宣伝の情報媒体の企画及び売買	10.広告・宣伝の情報媒体の企画及び売買
10.広告・宣伝の代理業務	11.広告・宣伝の代理業務
11.求人広告誌の企画・製本及び発行	12.求人広告誌の企画・製本及び発行
12.ビルメンテナンス業	13.ビルメンテナンス業
13.建築物の清掃業	14.建築物の清掃業
14.建築物の各種設備機器の点検・保守・管理	15.建築物の各種設備機器の点検・保守・管理
15.清掃用具、洗剤の販売	16.清掃用具、洗剤の販売
16.ネズミ・ゴキブリ・白アリ・ハエ等の害虫駆除業務	17.ネズミ・ゴキブリ・白アリ・ハエ等の害虫駆除業務
17.損害保険代理店業務	18.損害保険代理店業務
18.生命保険の募集に関する業務	19.生命保険の募集に関する業務
19.不動産の売買、仲介、賃貸及び管理	20.不動産の売買、仲介、賃貸及び管理
20.金銭の貸付並びに信用保証業務	21.金銭の貸付並びに信用保証業務
(新設)	22.人材派遣業務
21.前各号に附帯する一切の業務	23.前各号に附帯する一切の業務
(新設)	(機関)
	第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u>
	<u>(1) 取締役会</u>
	<u>(2) 監査役</u>
	<u>(3) 監査役会</u>
	<u>(4) 会計監査人</u>
(公告の方法)	(公告方法)
第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第 5 条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u>

第 2 章株式 <u>(発行する株式の総数)</u> 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、57,600,000 株とする。 (新設) <u>(自己株式の取得)</u> 第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u> <u>(1 単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</u> 第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、100 株とする。 2. 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。 (新設) <u>(単元未満株式の買増し)</u> 第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請	第 2 章株式 <u>(発行可能株式総数)</u> 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、57,600,000 株とする。 <u>(株券の発行)</u> 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。 <u>(自己株式の取得)</u> 第 8 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u> <u>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</u> 第 9 条 当社の単元株式数は、100 株とする。 2. 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。</u> <u>(単元未満株式についての権利)</u> 第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u> <u>(単元未満株式の買増し)</u> 第 11 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、<u>その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u>
---	--

求することができる。 (名義書換代理人) 第 9 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u> 3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、株券喪失登録の手続、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてこれを取り扱わない。</u> (株式取扱規程) 第 10 条 当社の株券の種類並びに株式の<u>名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、株券喪失登録の手続、その他株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> (基準日) 第 11 条 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 2. <u>前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告し基準日を定めることができる。</u> 第 3 章株主総会 (招集) 第 12 条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u> 2. 株主総会は本店所在地及びこれに隣接する地のほか、名古屋市において招集する。	(株主名簿管理人) 第 12 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> 3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u> (株式取扱規程) 第 13 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u> (削除) (削除) 第 3 章株主総会 (招集) 第 14 条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u> (削除)
---	---

（新設） （招集権者及び議長） 第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長に任ずる。ただし、<u>取締役社長に差し支えあるとき、または欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当る。</u> （決議の方法） 第 14 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。 2. <u>商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</u> （議決権の代理行使） 第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する当会社の他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。 （議事録） 第 16 条 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、<u>議長並びに出席した取締役が記名捺印し、又は電子署名する。</u>	（定時株主総会の基準日） 第 15 条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。</u> （招集権者及び議長） 第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長に任ずる。ただし、<u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当る。</u> （決議の方法） 第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u> （議決権の代理行使） 第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する当会社の他の株主 <u>1 名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 （議事録） 第 19 条 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果<u>並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</u>
---	---

(新設) 第4章取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第17条 当社の取締役は、12名以内とする。 (取締役の選任) 第18条 当社の取締役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 2. 当社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 (取締役会の招集権者及び議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。 2. 取締役会長に欠員又は事故がある場合は取締役社長が、取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 第4章取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第21条 (現行どおり) (取締役の選任方法) 第22条 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2. (現行どおり) (取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 (取締役会の招集権者及び議長) 第24条 (現行どおり) 2. (現行どおり)
--	--

(取締役会の招集通知) 第 21 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の通知を省略して取締役会を開くことができる。 (新設) (新設) (新設) (代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u> 2. <u>取締役会の決議により</u>取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。 (業務執行) 第 23 条 当会社の業務は、社長がこれを統括し、社長に事故あるときは予め取締役会の定める順序に従い、取締役会長、取締役副社長、専務取締役又は常務取締役が社長の職務を代行する。	(取締役会の招集通知) 第 25 条 (現行どおり) 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の通知を省略して取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議方法) 第 26 条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> 2. <u>当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u> (取締役会の議事録) 第 27 条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第 28 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> 2. <u>取締役会は、その決議によって、</u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。 (業務執行) 第 29 条 当会社の業務は、<u>取締役社長がこれを統括し、取締役社長に事故あるときは予め取締役会の定める順序に従い、取締役会長、取締役副社長、専務取締役又は常務取締役が取締役社長の職務を代行する。</u>
--	--

(顧問及び相談役) 第 24 条 取締役会の決議により、顧問及び相談役各若干名を置くことができる。 (取締役の報酬及び退職慰労金) 第 25 条 当社の取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。 (取締役会規程) 第 26 条 取締役に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (新設) 第 5 章監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第 27 条 当社の監査役は、5 名以内とする。 (監査役の選任) 第 28 条 当社の監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 (監査役の任期) 第 29 条 監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了すべき時までとする。	(顧問及び相談役) 第 30 条 (現行どおり) (報酬等) 第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 (取締役会規程) 第 32 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (社外取締役の責任限定契約) 第 33 条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 第 5 章監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第 34 条 (現行どおり) (監査役の選任方法) 第 35 条 当社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 (監査役の任期) 第 36 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
---	--

(監査役会の招集通知) 第 30 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の通知を省略して監査役会を開くことができる。 (新設) (新設) (常勤の監査役) 第 31 条 監査役はその互選により常勤監査役を 1 名以上置く。 (監査役の報酬及び退職慰労金) 第 32 条 当会社の監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。 (監査役会規程) 第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款において定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。 (新設)	(監査役会の招集通知) 第 37 条 (現行どおり) 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の通知を省略して監査役会を開催することができる。 (監査役会の決議方法) 第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 (監査役会の議事録) 第 39 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。 (常勤の監査役) 第 40 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (報酬等) 第 41 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 (監査役会規程) 第 42 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款において定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。 (社外監査役の責任限定契約) 第 43 条 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
--	---

(新設) (新設) (新設) 第 6 章計算 (営業年度) 第 34 条 当社の営業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの 1 年とし、<u>営業年度末を決算期とする。</u> (利益配当金) 第 35 条 <u>利益配当金は、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して支払う。</u> (中間配当) 第 36 条 当社は、取締役会の決議により、<u>毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に、中間配当をすることができる。</u> (配当金の除斥期間) 第 37 条 <u>利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u>	<u>第 6 章会計監査人</u> <u>(会計監査人の選任方法)</u> 第 44 条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u> <u>(会計監査人の任期)</u> 第 45 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u> 第 7 章計算 (事業年度) 第 46 条 当社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの 1 年とする。 (剰余金の配当の基準日) 第 47 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。</u> (中間配当) 第 48 条 当社は、取締役会の決議によつて、<u>毎年 11 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u> (配当金の除斥期間) 第 49 条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u>
---	---

以上